

令和7年1月7日

ご門信徒 様

宗教法人 光照寺

住職 濱寄重信

第32回 定例法座 ためして仏教！！ご報告

タイトル 法律にふれなければ何をしてもいいのか？

日時：令和7年1月5日〔日〕13:30~15:30

場所：光照寺

講師：住職自勤

スケジュール：

13:30 お勤め

13:45 座談

15:20 解散



座談の様子

お勤めが終わったあと、テーマの動画を皆さんと鑑賞しました。

法律ってどういうふうに成り立っている？

法律に全てを書くことは難しいです。判例や歴史的に積み上げてきた慣習が支えていて運用されているものが法律です。それを法律で書いてないから何をしても、何を言ってもいいということになると、全て法律に書かなければいけなくなり、その法が全てを規定していくと、極端な訴訟社会などになっていく可能性があります。例えば、こどものケンカなどでも話し合いでの解決が難しくなり、訴えるということになっていく可能性も出てきます。今、少しずつ訴訟社会に近づき、コミュニケーションがとりづらく生きづらいと感じるのは私だけでしょうか。

世間の法律と仏法

世間の法律は、人間が作っています。その人間は、過ちや誤解も起こします。人間には欲望があり、それを優先してしまうからでしょう。それに対し仏法は、お釈迦様が目覚めた法則です。法則は、いつでも、どこでも、どんな時でも成り立つ道理です。お釈迦様が目覚めた法は、諸行無常（生きとし生きる物は常に変化する） 諸法無我（どんなものも独立して存在するものではなく関係のなかで存在する） 一切皆苦（一切は皆苦である） 涅槃寂靜（煩惱欲望の火が消えたら心穏やかな状態になる）です。

仏教が一番大切にすること 和

お釈迦様が、仏教教団を維持していく際に一番心を砕いたのは、和が乱れることです。和が乱れると集団の維持が困難になるからです。和が乱れないように、～してはだめだという形で戒律が出来ていきます。戒律を破ると罰則が設けられるなどし、仏教教団を維持しようとされてきました。又仏教精神を大事にされた聖徳太子は、『十七条憲法』の始めに、「和らかなるをもって貴しとし、忤うること無きを宗とせよ。」と、あります。和が保てなくなる時には、仏法よりも自分の欲望や考えが正しいと疑わずに、主張する私がいるのではないのでしょうか。

光照寺 電話 093-321-7008

メール sangal6buturn@yahoo.co.jp